平成２５年（フ）第７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字野見山449番地、前住所東京都品川区東品川４丁目12番11―501号
債務者　原　　稔二
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第３８号
宮崎市南方町迫之山186番地１
債務者　鳥原　美和（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０号
北海道室蘭市幸町12番13号
債務者　菊地　優子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第４号
岩手県二戸市釜沢字山道21番地
債務者　小坂　盛人
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第１１号
福島県会津若松市中央１丁目４番36号
債務者　一牛フサ子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚874番地の３池の内団地Ａ―201
債務者　秋山　哲也
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚874番地の３池の内団地Ａ―201
債務者　秋山　美幸
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
群馬県邑楽郡大泉町朝日１丁目６番　長沼町営住宅Ｎ－２、住民票上の住所群馬県邑楽郡大泉町東小泉２丁目16番20号
債務者　森田　太茂
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第９号
群馬県太田市大原町2558番地５
債務者　田中　紀子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１２号
群馬県太田市鳥山上町2222番地１　レジデンスムトウ601号
債務者　神原　照美（旧姓川鍋）
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目661番地の１第２スペランザ大住403号
債務者　田渕　禎祐
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５０号
神奈川県伊勢原市高森７丁目854番地の３グリーンハイツＡＫＩ301号
債務者　池田　　博
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２７号
京都市南区西九条南田町１番地４　東寺ハイム901
債務者　山田大植こと山田一樹こと　金　　大植
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６号
京都市伏見区深草瓦町９番地25
債務者　宇田　詔夫
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
京都市南区久世中久世町１丁目33番地　レオパレス久世210
債務者　井上　健二
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
京都府宇治市伊勢田町大谷39番地　ベル・アーバニティ小倉南105号
債務者　田村　靖美（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
京都市中京区壬生東土居ノ内町10番地　コーポドリーム301号室
債務者　北阪　昇一
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係